

(5) 風致地区

風致地区は、都市における風致を維持するために定める地域地区です。

この地区では、「徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例」により、土地の形質の変更や建物の高さ、建ぺい率等について規制がされています。

① 現況

種 別	年 月 日	告示番号	面 積 (約ha)	備 考
風致地区	S46.10.15	県 778号	1,100 (うち徳島市分1,022)	

② 変遷

年 月 日	告示番号	内 容
S15. 5. 3	内319号	眉山風致地区 約1,130ha 城山風致地区 約 31ha 沖洲風致地区 約 66ha 津田風致地区 約 41ha
S18.12		戦争のため停止
S21.10. 8		復活
S46.10.15	県778号	1号 眉山風致地区 約 794ha 2号 城山風致地区 約 21ha 3号 小松風致地区 約 25ha 4号 日の峯大神子風致地区 約 260ha (うち徳島市分182ha) } 1,100ha (1,022ha) (新都市計画法の施行による見直しの結果、沖洲・津田両風致地区を廃止し、小松風致地区を指定する。なお、旧日の峯風致地区を徳島市大神子地区まで拡大する。)

(6) 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域等で、自動車交通が著しく輻輳する地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について、駐車施設の整備を促進すべき地区として駐車場法の規定に基づき、都市計画に定めるものです。

本市では、「徳島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」(昭和48年1月5日条例第1号)を制定し、一定規模以上の建築物に対して自動車の駐車施設の附置及び管理を義務付けています。



① 現況

種 別	年 月 日	告示番号	面 積 (約ha)	備 考
駐車場整備地区	S47.10. 6	市 50号	約88.1ha	